



中環審第 1045 号
平成 30 年 9 月 20 日

環境大臣
中 川 雅 治 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）

平成 7 年 9 月 20 日付け諮問第 24 号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」については、下記のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

記

トリクロロエチレンに係る健康リスク評価及び環境基準設定に当たっての指針の提案について、別添の有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会報告（今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次報告））を了承する。

これに基づき、トリクロロエチレンの大気環境基準設定に当たっての指針となる環境濃度は年平均値 $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすることとし、これを目標に引き続き、トリクロロエチレンの大気中への排出抑制対策を講じていくことが適当である。